

## 中央建設業審議会総会

平成24年3月14日（水）

**【事務局（長橋室長）】** 若干、委員の先生、おくれて来られる先生もおられますけれども、定刻になりましたので、ただいまから中央建設業審議会の総会を開催させていただきます。

本日、事務局を担当しています、建設業課の長橋です。どうぞよろしくお願いいたします。委員の皆様には、ご多忙のところ、本日お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、会議に先立ちまして、国土交通省の内田土地・建設産業局長からごあいさつを申し上げます。

よろしくお願いいたします。

**【内田土地・建設産業局長】** 中央建設業審議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。ただいまご紹介がありました、土地・建設産業局長の内田でございます。よろしくお願いいたします。

今日は、衆議院の国土交通委員会におきまして大臣所信質疑が行われておりまして、本来でございましたら大臣からもごあいさつさせていただくべきところ、そのような事情をもちまして私がおあいさつをさせていただきます。

石原会長をはじめまして委員の皆様方には、日ごろより国土交通行政にご理解とご協力を賜っております。また、本日は、大変ご多忙の中ご出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、建設産業行政の推進でございますが、昨年11月に本審議会におきまして、入札契約の適正化に向けた政府全体の取組みの一環といたしまして、除雪でございますとか災害対応の円滑な推進を図るための新たな契約方式、名づけて地域維持型契約方式と呼んでおりますが、それにつきましてご議論いただきまして、おかげさまをもちまして、この中核をなします地域維持型JVということにつきまして、現在、各地で準備・導入が図られております。現在、今日もおそらくそうでしょう、豪雪で大変でございますが、その豪雪で悩む公共団体あるいは私ども直轄事業でも、順次導入が図られているところでございます。

また、本審議会の下に設置されております基本問題小委員会でも、いろいろな諸課題について熱心にご討議をいただきまして、去る1月27日に今の点も含めまして中間とりまとめが行われまして、各種施策の提言をいただいたところでございます。

本日は、これらの動きを受けまして、中間とりまとめについてご報告をさせていただきますとともに、その中に盛り込まれた中でも重要な課題でございます社会保険未加入問題への対策など、また経営事項審査制度の審査基準の改正等につきまして、ご審議をいただきたいと考えております。あわせまして、震災からちょうど1年たったわけでございますが、なお一層強化すべき復旧・復興事業でございます。まさにこれからが課題山積かと思われませんが、その施工確保対策についてご議論いただければと考えております。

さらに、より中期的に考えますと、本格的な維持管理時代の到来というものが来ておるわけでございますが、現在、国交省では大臣の主導で、持続可能で活力ある国土地域づくりの推進に省を挙げて取り組んでいるところでございます。その中で、持続可能な社会でございますので、当然、担い手である建設産業の役割はますます高まっていくものと考えておりまして、こういう点につきましても、私ども、検討を深めてまいりたいと思っております。今日はその一端もご紹介させていただくということになるかと思えます。

以上でございますが、皆様方には、建設産業の持続的な発展に向けましてぜひともお知恵を拝借いたしたく、本日も活発なご議論をいただければ幸いに存じます。

簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。どうも、よろしく願います。

**【事務局（長橋室長）】** はじめに、定足数の関係でございます。本審議会の定足数は委員総数の2分の1以上ということでございますが、本日は2分の1以上の委員のご出席をいただいておりますので、本審議会は有効に成立しているということをご報告申し上げたいと思えます。

なお、本審議会につきましては、議事細則9条第1項の規定によりまして、公開という形で進めさせていただいております。

お手元の議事次第の中ほど、下のほうに配付資料一覧というのを書かせていただいております。お手元の資料でもし不足がございましたら、事務局のほうにお申しつけください。

これより議事に入らせていただきますが、マスコミの皆様には、冒頭のカメラ撮りは議事に入るまでということですので、これ以降のカメラ撮りについてはご遠慮願いたいと思

います。議事の進行につきましては、石原会長にお願いいたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

【石原会長】 石原でございます。

それでは、議事に入りたいと存じます。

お手元の議事次第に基づきまして審議したいと思いますが、まず議事の1、基本問題小委員会中間とりまとめについて、事務局よりご説明をお願いいたします。

【谷協建設業課長】 建設業課長の谷協でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料2-1というもので説明させていただきます。中建審と社会資本整備審議会の合同の基本問題小委員会を今年の9月に設置をしていただきまして、1月までご検討いただきまして、1月27日の段階で中間のとりまとめをしていただいております。

お願いをいたしました事項は、その資料でございます1番の「地域維持型契約方式の導入」、2番の「技術者データベースの仕組み」、それと3番で「業種区分の点検と見直し」、右側のほうの4番の「社会保険未加入問題への対策」、それと、その他の、不良不適格業者の排除といったようなことでもございました。これについて中間的なとりまとめをいただくとともに、その一番下でございますが、国土・地域づくりの担い手としてその役割を的確に果たすことができるよう、建設市場のあり方、住宅・社会資本の維持更新、低炭素・循環型社会の構築などの諸課題に対応する施策の充実強化に向けた、さらなる検討も必要じゃないかというようなまとめをいただいているところでございます。

1枚めくっていただきまして、地域維持型契約方式。これにつきましては、総会のほうで11月11日に共同企業体運用準則の改正をしていただきました。その後、12月になりましたけれども、国土交通省のほうから、地域維持型建設共同企業体の取扱いについてということで通知を出させていただきまして、その赤のところには囲っておりますが、これは前回の総会でご審議いただいた内容に従いまして、先ほど局長のあいさつにございましたように、各地で運用を進めていただいているという状況でございます。

次の別紙2でございますが、2つ目の検討事項、技術者データベースの関係でございます。こういう仕組みが必要ではないかということでまとめをいただいております。大きく2つでございますが、1つは緑色の部分でございますが、建設技術者に関する情報の登録・更新。これは任意の制度して、こういう制度を設けようと。内容としては、本人あるいは所属企業の情報、国家資格なのか実務経験なのかといった保有資格の情報、それと現

場の配置の情報。さらに、資質向上情報と書いてございますが、民間の資格だとかあるいは表彰とか継続教育と、こういったようなものをデータベースとして各技術者のデータをとりまとめるということで、これについて登録時の一定の要件でございますとか更新時の要件をつくることによりまして、全体として技術者に対する評価の向上、継続的な資質の維持・向上を図っていくということで、主任技術者相当以上の方が登録できるようにしたらいいのではないかというふうにまとめていただいております。

もう1つの事項が、義務となる事項、青色の部分でございますけれども、これは、今の監理技術者資格者証にかわる制度というような形になるわけでございますが、建設企業は監理技術者を登録技術者から選任しなければならないということと、選任された監理技術者は現場配置情報を入力しなければならないという形で、技術者の選任制というものをしっかりと確認するというで、保有資格を適切に確認、専任を容易に確認できるような、そういう仕組みを構築すべきだということでまとめをいただいております。

続きまして、別紙3という2ページの部分でございますが、業種区分の見直しの方針ということでございます。業種区分の見直しにつきましては、次のページに、小委員会のほうで調査をしていただきまして要望が出されましたもの、28だったと思いましたがけれども、いろんな要望がある中で、業種区分の見直しの方針を示していただいております。別紙3の真ん中あたりに書いてございますが、現在の業種区分は、「つくる」ということが念頭の業種区分になっているということで、現在の循環型社会の構築でございますとか、本格的な維持管理時代の到来というものを受けまして、「なおす」、修繕でございますとかリフォーム、こういったような観点からの業種、あるいは「とりこわしてつかう」ということで、解体でございますとかリサイクルというような観点になると思いますけれども、こういうものに対応する業種は積極的に検討する必要があるというようなまとめをいただいているところでございます。

その下に、新たな仕組みの検討ということで、今は、業種は、建築と土木の一式工事が2つと、26の専門工事で成り立っているわけでございますが、一式工事につきまして、非常に範囲が広がりますので、一定分野を施工できる業種が、時代の流れに応じてある程度スムーズに導入できるような仕組みということで、政省令で一式工事の一部分を業種として認められるような制度を検討してみてもどうかというまとめをいただいているところでございます。こういう基本的な方針のまとめをいただいたということでございます。

4つ目でございますけれども、次の別紙4、社会保険未加入問題への対策ということで、

この別紙4が中間とりまとめの内容でございますが、説明はその次のページでさせていただければと思います。これは、基本問題小委員会の中間とりまとめの後、「社会保険未加入対策の具体化に関する検討会」——実務的に具体的にどういうふうに進めていこうかということで、中間とりまとめの後、さらにこの検討会で具体的な部分を肉づけをしていただいたという内容が、このペーパーでございます。

この概要でございますが、そこでございますように、総合的な対策を推進しようということでございます。左側の1番でございますように、関係者が多いわけでございますが、行政・元請・下請等の関係者が一体となった保険加入の推進をしていこうということで、その①でございますような、関係団体等による推進協議会を設置する。②でございますように、それぞれの業団体によりまして保険加入の計画を策定して推進していただくというように、全体としての取組みを進めていくということが1つ。

その下の2つ目は、行政による制度的チェック・指導ということで、①でございます建設業許可・更新時の加入状況の確認ということで、これは、建設業法上の省令などの改正をいたしまして、許可の時点で保険に加入しているかどうかということきちっと申請をしていただくということをしようということでございます。②は、そういうものに基づきまして担当部局による監督。立入検査でございますとか、あるいは、入っていないということがわかりますれば建設業法上の指導、あるいは、指導にも従っていただけない場合は監督処分ということ、一番厳しい場合は営業停止というようなことになるわけでございますけれども、そういうような措置を講じていくということを想定してございます。さらに③で、経営事項審査の厳格化と。これは本日、後ほどご審議をいただきたい内容の1つでございます。後で詳しく説明させていただきます。それと、厚労省との連携といったことをしていく。

右側のほうに参りまして、建設企業の取組みとございますが、特に、現場では元請の企業による下請全般の指導という部分が非常に重要かと思っているわけございまして、いろいろな方法によりまして下請企業の保険加入状況を把握して、未加入の企業を指導していただくという必要があるのではないかとございまして。さらに、当然でございますけれども、その下のほうにございます下請企業——専門工事業ですね——そのものにも取組みを進めていっていただくということとあわせまして、4番でございますが、法定福利費の確保ということです。法定福利費は必ず必要になる経費でございますので、発注者にきちっと支払っていただくところから、順次、末端という言い方がいいかどうか

かわかりませんが、必ず必要なところで支払われるようにという流れを構築していく必要があるということで、そういう取組みをしていこうというのが4番でございます。

5番で特に書いてございますのは、実態の把握が必要だということで、就労履歴管理システムをきちっとしていこうという取組み。

そういうようなものを含めまして、5年後を目途に企業単位で100%、労働者単位では製造業相当の加入を目指すというような形で進めていきたいということでございます。

若干スケジュール的なことを先にちょっと紹介させていただきますと、先ほどの2番の③、経営事項審査の厳格化、これは本日ご審議いただくわけですが、今日ご審議いただくタイミングと申しますのは、今23年度でございますが、25年度のランク分けの資料として活用できるようにしたいということで、本日、経審のご審議をお願いしたいということでございます。

2の①の建設業の許可・更新時の加入状況の確認、これは省令の改正の準備を進めてございますけれども、できれば秋には施行できるようにということで準備を進めておるところでございます。

その下の2の②につきましては、こういうような施行を受けまして、順次、指導・監督していくということでございますが、実際の指導・監督が対象が多くなるのは東京都とか大阪府でございます。大臣の許可の会社というよりも知事許可の会社、特に都会の会社が未加入が多いという状況がございますので、ここらあたりの施行の段取り、タイミングにつきましては、東京都、大阪府等々の地方公共団体とも、鋭意、今、調整・相談をしておるところでございます。

そういうようなスケジュール観で、1番の②にございますような保険加入計画につきましては、先ほどの建設業の許可のところの施行の前にはぜひつくっていただけるように、段取りを進めていただければというようなことでございます。

それと、元請企業による下請の指導に関連します政令の改正につきましては、社会保険加入を進める観点から引き続き検討していこうというようなことで考えております。

次の、最後の1枚でございますけれども、今申し上げましたような法定福利費の関係につきまして、これ、私どもの直轄の工事で4月1日から予定価格の積算を改めることになりましたということでございます。その下のほうに書いてございますように、現在は、実態調査で法定福利費の支払額を現場管理費の一部として計上している。これはどういうことかといいますと、実際に支払われている額を計上しているということでございますの

で、支払われてない分は入っていないということだったんですけれども、今回、この保険未加入対策をきちっと進めるということで、4月からは、下の赤で書いてありますように、本来事業者が負担すべき法定福利費の額を予定価格として積算するというにしようということなんです。いろんな工事がございしますが、その下にございしますように、21工事区分の平均で、予定価格に0.8%ほど影響するというで、この部分が上乗せになるということにございします。この価格をきつとそれぞれの保険加入に実際に使っていただけるように、全体として段取りを進めていく必要があるというふうに思っているところでございします。

これに関連いたしまして、ちょっと補足的な説明をさせていただきます。

【榎本建設市場整備課長】 恐縮でございしますが、参考資料1をごらんいただきたいと存じます。「公共事業労務費調査（23年10月調査）における保険加入状況調査結果」というものでございします。

例年、労務費調査を、私ども、積算の基礎とするために調査を行っておりますが、今回、それとあわせて各企業、そしてまたその各企業の雇っている労働者の方々の保険加入の状況調査をいたしましたので、労務費調査の結果を公表するに先立ちまして、こちらのほうをまず報告させていただきたいと存じます。

1ページおめくりをいただきますと、その概要をちょっとまとめてございします。2番の、各保険加入割合という表がございしますが、これをごらんいただきますと、企業別で見ますと、雇用保険が94%の加入、健康保険が86%、厚生年金が86%の事業所の加入があったという状況でございします。一方で、労働者につきましては、雇用保険が75%、健康保険が60%、厚生年金が58%というような状況でございまして、雇用保険に比べて健康保険、厚生年金というのはやはり低いというような状況がうかがわれるところでございします。

それから、企業別、労働者別の、より分析して整理をした資料が後ろのほうにもつけてございしますけれども、それをまとめてちょっとご紹介いたします。企業別。県別で見ますと、やはり、加入率が高いのは地方部、逆に、加入率が低いのは都市部というような状況が浮かんできているところでございします。それから、元請、下請次数別で見ますと、やはり、加入率が低いのは、次数がより下のほうになると低いという状況がうかがわれるところでございします。また、規模別で見ますと、それもやはり規模の小さいところのほうに加入率が低いという状況になっております。

労働者別に見ますと、やはり傾向としては同じような状況がございまして、ごらんのよ  
うな結果になっているところでございます。

とりあえず、今回初めてこういった調査結果をまとめさせていただきましたので、ご報  
告をさせていただきました。

【谷脇建設業課長】 先ほどの資料の続きでございまして、資料2-2というのがその  
後でございます。これは中間とりまとめそのものでございます。最後のほうの13ページ  
のところの小委員会の委員の名簿がございまして、総会のほうの小澤先生、才賀委員、古市  
委員にも小委員会のほうでご議論いただきました。ありがとうございます。14ページ  
が開催の経緯といったような資料でございます。

それと、その次の資料2-3もあわせて説明をさせていただきます。

先ほどの中間とりまとめの資料のところで紹介させていただきましたが、さらなる検討  
が必要という部分もあるということございまして、その部分の検討をして方向性を出  
す必要があるということで、資料2-3にございますように、1枚紙でございますけれど  
も、建設産業戦略会議の再開ということ。建設産業戦略会議につきましては、おとし  
の12月から開催いたしまして、去年の6月のところで「再生の方策2011」という  
ことでまとめていただきました。そういうものを含めまして、先ほどの基本問題小委員会  
等で具体化の検討をしていただいていたわけでございますが、プラスアルファの課題につ  
きましてご検討をしていただくということで、この2月に再開をしてございます。5月  
ごろを目途にとりまとめをしたいということです。「2011」のいろんな施策は、今ご説  
明させていただきますように、引き続き着実に実施をしていくということとあわせて、ち  
よっとプラスアルファの検討ということで、その2番にございますような検討事項につ  
いて検討を進めたいと考えてございます。

維持更新時代への対応、低炭素・循環型社会の構築への対応、こういう中で建設企業が  
うまく役割を果たせるように産業行政としてどういう取組みが必要なのかといったような  
観点でございます。

3つ目が、建設企業の建設工事請負以外の分野への活用ということで、これは特に東日  
本大震災などを受けまして、がれきの処理でございまして除染といったようなものを建  
設企業が担っているということでございますけれども、従前からですと除雪なんかもそう  
なんです、これは建設工事の請負ということではないということで、例えば、一生懸命  
やりましても建設工事の経営事項の審査の中で企業の実績としては評価されないとか、そ



うというようなことで、実際には必要な事業をしていただいているんですけども、そういう法律の立て方と若干違う部分があると。こういったところをどういうふうに考えるのかといったようなことでございます。

それと、公共工事に係る入札契約制度のあり方ということで、制度のあり方ということでございまして、いろいろな運用での改善という部分もありますが、制度的なものとしてこの時点できちっと整理しておく必要がどういうものにあるのかといったこととございます。

さらに、5つ目の、復旧・復興過程における施工確保のためのシステムのあり方と書いてございますが、今日、最後の議題で説明をさせていただきますような、復旧のためのいろんな取組みをしてございます。こういうものが、大災害がありましたときに一般的に使えるような仕組みとして、どういうものを用意しておいたらいいのかと、そういった観点での検討を進めていきたいと思っております。

事務局からの説明は以上でございます。

**【石原会長】** ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明、特に資料2をベースとしたご説明につきまして、皆様からご意見、ご質問をお受けしたいと存じます。挙手を願いまして、よろしくお願ひしたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。地域維持型等、5項目でございますけれども、いずれでも結構でございますので。

はい、どうぞ。

**【小野委員】** 社会保険の加入について、大変結構だとは思いますが、私、全国中小建設業協会の代表で出ておりますので、その辺の危惧だけお話をさせていただきたいと思っております。

2次下請、私どもは、中小の業者の下請といたしますのは、大手さんの下請ではなくて、先ほど課長のほうからご説明がありましたとおり、大変、中小の下請というのはさらに零細な業者が多いということとあります。それについて、先日いただいた資料を見ますと、少なくとも末端の、末端といたしますか、働く者すべての社会保険の加入状況を記入せよというような感じの書類をいただきまして、これを一遍にやられると、業界の秩序自身が、例えば一人親方のほうに流れるとか、不正が出るとか、そういったことがあると思っておりますので、その辺についてはぜひご配慮をお願いしたいと思います。

それから、社会保険への加入だけですと、会社それから各人への負担というものも増え

るわけで、とてもそれだけで、いわゆる若い人の職人、専門の業者の方もいらっしゃるわけですが、やる気であるとか誇りとかそういうものに直接結びつくのかなという危惧があります。そういう意味では、もちろん社会保険もそうですけれども、技能者が業界の中で認められる、それが賃金に反映されるという面が、社会保険のほうが先に出てしまって、技能者が認められるというものをもう少し早目に出さないと、何か負担ばかりが強いられて、そんなに得をしないのではないかと。特に社会保険料というのは、外に一回出て行って、それが自分に将来戻ってくるというものでありますので、ある程度の規模の例えば工事には技能者をつけなさい、基幹技能者をつけなさいとか、何かそういうものをもう少し早目に、社会保険と対比する意味でやられたほうがいいのではないかと思います。

以上です。

【石原会長】 中小建設業の立場から2つのご指摘がございましたが、いかがでしょうか。事務局のほうからお願いします。

【榎本建設市場整備課長】 今、小野委員のほうからご指摘をちょうだいしたわけですが、冒頭ご指摘いただいておりますように、まず、今の現状が、おそらく、小野委員のご指摘された、末端という言い方が適当かどうかわかりませんが、特に零細のところのほうの非常に厳しい状況と、それからまた、そもそも、こういう社会保険の加入ということを進めるということについての認識自体が、まだ十分行っていないのではないかとご指摘であろうかと思っております。

そういう意味でいうと、全くそこはご指摘のとおりだと思ひまして、実は私どものほうでも、先週来ちょっと各地方を回りまして、説明会などを開催させていただいたりしておりますが、今後さらにそういう努力をしていくことが必要であろうかと思っております。それからまた、一人親方に流れる懸念ということも、当然私どもとしても、この問題は大きな懸念としてであろうかと思っておりますので、まずは、法定福利費をしっかりと確保するための取組みを我々行政も当然負ってございますし、また業界のそれぞれの元請、下請の段階の方々に取り組んでいただく取組みをさせていただくように、これはまた私どもからもお願いさせていただきますが、それぞれの取組みにまた取り組んでいただけるようお願いしたいと思います。

また、そういった取組みとあわせて、やはり、そもそも現場のほうでこういった費用を負担するというところについての、どういう人について負担しなきゃならないのかというあたりのご理解をいただくということも、やはり必要であろうと思っておりますので、今後、

ほんとうに請負なのか、あるいは本来雇うべき人なのかというあたりの判断基準のようなものもつくりつつ、そういったものを普及・啓発をして、こういった一人親方という形に流れていかないように取組みをさせていただくということを、私どもとしてもさせていただきたいと思っております。

それから、技能者がちゃんと認められるような仕組みをつくっていく必要があるというのは、全くおっしゃるとおりだと思っております。私どものほうでも、今、基幹技能者、登録基幹技能者のような仕組みなどもつくっているところですが、そういった方々がしっかりと評価されるような仕組みをつくっていくということも重要だと考えておりますので、今、経審などでも評価しておりますけれども、引き続きそういった取組みを私どもとしても考えていきたいと思っております。

【石原会長】 よろしゅうございますでしょうか。

【小野委員】 はい。

【石原会長】 ただいま2つのご質問がございました……。どうぞ。

【野村委員】 社会保険未加入問題、これはほんとうに我々、若年の職人さんあるいは私どもの社員も含めて、大変確保が難しいという中で、当面は払う人と払わない人にやっぱり差が出てくると、やはり競争条件が適正化でない、不公平な面があるわけでありましてけれども、非常に大切であるけれども大変難しいんですね、指導が。そういう意味では、こういう対策をまとめられた、方針をまとめられたのは結構なんですけど、今後はやはり、ここにも書いてあるとおり、行政の皆さんと元請の我々が一体となって一生懸命粘り強くやることに尽きると思います。そういう中で、お客様も、こういうのが要るんだよということ、払ってるんだよという認識をきちっとしていただくというPRが、粘り強く必要かなと思っております。

そういう意味で、これから具体策がここに、資料の5のほうですかね、いろんな計画あるいはチェック等々が具体的に施行されていくと思いますけれども、日建連としても、元請として会員企業に対してよく説明、指導していきたいと思っております。

以上です。

【石原会長】 元請の立場から、いろいろご説明ございましたけれども、何かございますか。

【谷脇建設業課長】 よろしくお願いをいたします。今ございましたように、関係者が一体となって取り組むというのが非常に大事なことでございますので、そういう形で具体

的に回っていくように段取りしたいと思っています。

それと、やっぱり、不公平感が出ますと非常にうまく回りませんので、そういうふうにならないように、先ほどの小野委員のところでもございましたが、きちっとやっていただいている方が損をするというような形ではない段取りを進めていこうというふうにも思っております。

ということで、発注者の皆様等含めまして、この取組みを一体でお願いしたいと思っております。

【才賀委員】 今、社会保険の未加入の問題については、我々専門工事業者も非常に危機感を持っているというのも現状です。それと同時に、今、ゼネコンさんのほうからもお話があったように、発注者という、何となくこういう会ですと、公共工事だけが発注者のように聞こえますけれども、やはり民間工事も含めて、経費の別枠というようなものをきちんと組んでいただかないと、公共工事だけでは建設業界は成り立ちませんので、逆に、今、公共工事が非常に減っているものですから、民間工事のほうが増えているものですから、その辺のことをきちんとやっていただきたい。

また、それと、専門工事業者においても、今の一人親方等々の問題もいろいろあろうと思えますけれども、この際ですから、例えば一人親方とか企業になってない方は許可制にして、ある程度まとめて面倒を見るというようなことも必要かなと思います。そうでないと、どうしても落ちこぼれが出てきて、その辺がまた目を引いて悪さをするというのもありますので、ひとつその辺も考えていただきたいなと思います。

それと同時に、今こういう時期ですから、大なたを振るっているような問題を一挙に解決していかないと、ここ一、二年で解決できないと思うんですよ。それが今の我々がしよった時代じゃないかなと思いますので、ぜひともその辺を検討していただきたいと思います。

以上です。

【石原会長】 ありがとうございます。

ただいまのご意見につきまして、何かございますでしょうか。

【谷協建設業課長】 民間の工事を含めまして、保険の話は一体でございますので、同じように頑張って取り組みたいと思っております。

【石原会長】 頑張るって、どなたがどうやって頑張るかですね。(笑)

【谷協建設業課長】 これですね、また後の議題で若干ございますけれども、中建審のこの場で後の議題に出てまいりますけれども、できますれば提言というような形で、この

中建審、三者構造でございますので、考え方をひとつまとめていただくというようなことなどもしただければ、これは公共発注者、民間発注者、共通の事項でございますので、そういう基本的な考え方をいろんな場面で理解いただくように、行政のほうとしてもいろんな場面で働きかけをするというようなことが1つ。

もう1つ、先ほどの資料にもございましたが、具体的に進めていくための協議会を各ブロックで設置しようと思っております、その中にぜひ発注者の代表の方にも入っていただくような形で、いろんな作業を共通の認識を持って進められるようにできないだろうか、というようなことも検討しておるところでございます。

それともう1つは、先ほど説明させていただきました、公共工事のほうで、直轄のほうで、予定価格の算定を改めるようにいたしましたので、こういったようなことを広く周知をするといったようなことにも取り組みたいと思っております。

【石原会長】      ありがとうございます。

はい、どうぞ。古市委員からですね。

【古市委員】      元請の皆さんから専門工事業者の皆さんまでご発言がありましたので、私も建設現場で働く労働者の代表の1人として、この問題にしっかり取り組んでいきたいと思っております。

私は全建総連という労働組合を組織しております、63万人、組合員がおりまして、建設現場で実際に働く労働者の名前と住所と連絡先と、そういったものを非常にたくさんつかんで持っているということでもあります。それとあわせて健康保険も運営しておりますので、そういう力をしっかり活用してほしいという、そういうお願いをしております。新しく設置される推進協議会等でぜひそういうことを有効に活用していただくように、ぜひお願いをしたいと思っております。

皆さんからお話がありましたように、これは発注者の皆さんから現場で働く労働者まで一緒になって、同じテーブルで相談をしながら少しずつ前に進めていくということが一番肝心だと思いますので、ぜひよろしく願いをいたしたいと思っております。

それから、少し違うんですが、今、資料2-3というのをご説明いただきましたので、もしかしたら議事が飛んでしまうといけません……。

【石原会長】      これはどうするんですしたっけ。またもう1回やる、最後のほうでやるんですしたっけ、2-3については。

【谷協建設業課長】      今。

【石原会長】 今でよろしいですか。

【古市委員】 それじゃあ。この中で、主な検討事項の中で、2番目に、低炭素・循環型社会の構築への対応という項目がありまして、こういうことが議論されるんだと思いますが、実は今、これらに関係して省エネ化を進めるという動きになっておりまして、建築物も、住宅を含めて省エネ化していくという計画。それで、具体的に進んでいくわけですが、ここのことについて、経済産業省の省エネ部会等での議論などをお聞きしておりますと、私は少し懸念をしております、住宅局の皆さんとはよく相談しながら。

私の組合員は地域で木造の戸建ての住宅に携わっている人がたくさんおりまして、そういう中で新しい省エネ基準にどういうふうにして合致させていくかという、そういう研修等を来年度から順次計画的にやっていこうと、こういう相談をしているんですが、経済産業省はどうも非常に前のめりのように見受けられまして。あまり事を性急にやりますと、かつての姉歯事件の後に建築確認の厳格化が起こって、実際、住宅がなかなか建たないという、そういう苦い経験もしておりますので、極端に前のめりになって物事がうまく回らないというようなことを起こさないように、計画を持って研修もしっかりしていく。

私たちは協力してやっていくつもりでおりますので、ぜひそこは、極端な事例が発生しないように。あの事件のときは、官製不況などというふうに国土交通省は世の中から批判を浴びたりしたこともありますので、地域で住宅がこの省エネ化を進めるために建たなくなるというようなことがないように、そこはぜひ配慮した議論をしっかりしていただきたいと、こういうふうをお願いをしておきます。

【石原会長】 2点ご指摘がございましたが、いかがでございますか。

【榎本建設市場整備課長】 今古市委員のほうからございましたように、発注者から労働者までということで、今回、推進協議会のほうでそういった議論をぜひ進めさせていただくように、私どもとしても考えていきたいと思っております。

また、ほんとうに、労働者の方々にこういう取組みをしっかりとご理解をいただいくということも、非常に重要な部分があるかと思っておりますので、そういった意味からも、やはり全建総連さんのほうにもいろいろなご協力をこれからお願いすることは多々あるかと思っておりますので、また今後ともぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

【石原会長】 先ほどの、省エネ、前のめりにならないように、着実にといたしますか。

【谷協建設業課長】 はい、検討、これからでございます。住宅局なんかともよく相談

しながら検討するようにいたします。

【石原会長】 ありがとうございます。

そのほかにございますでしょうか。

はい、どうぞ、林さん。

【林委員】 日本電設工業協会の林でございますが、また社会保険のほうに戻って、若干繰り返しみたいな話になって恐縮でございます。

1つお願いでございますが、これ、当然非常に大事な問題なので、すべて業界も含めてしっかりやっていかなきゃいかんという認識はしておるところでございますが、ただ、現場にかなり負担のかからない、無理のない進め方というのをぜひお願い申し上げたいと思うところでございます。本日はいろいろ適切なお意見を皆さん言っていただいて、そしてそういう形で進めるということになるんですが、実際の施行になると、これはもう各地域のほうに全部こういったことが行くわけなんで、そのときに、本日いろいろご議論いただいた趣旨というのもしっかりと話しいただいて、そして着実に、しかもあまり無理のかからないやり方をお願いしたいと思います。

ややもすると、これ、ちょっと言い方は悪いんですけども、先ほどもちょっとお話があったように、いわゆる厳罰主義的な、そういうような形になったんでは、なかなかうまくいかないし、結果としてそれは、先ほどもお話がありましたように、弱小の業者を排除するという、そういうことになっていく可能性もあると思いますので、ここら辺はもう釈迦に説法かと思えますけれども、ぜひともよろしくお願い申し上げたいと思います。

あと、あわせて、この問題を基本的にたどると、やはり、先ほどもいろいろ対策ということで福利厚生費とかそういう話もございましたし、それとあわせて、またイサイの低価格の問題だとか、適正なあるいは合理的な工期の確保の問題だとか、建設に携わる基本的な問題もかなり変わってくるということがありまして、こういう基本的なところも並行しながら、この問題をみんなで一緒に協力して克服していくというふうに認識しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

【石原会長】 先ほど来、社会保険の問題について、大なたを振るうべしというご意見もございますし、実態を踏まえながらいかに実効性のあるやり方、今のような話かと思えますが、いかがでございましょうか。

【榎本建設市場整備課長】 今ご指摘いただきましたように、やはり私どもは、こういった皆さんのいろいろなご意見をちょうだいしたものをしっかりと伝えていくということ

が、まず第一に重要かと思っております。私ども、今、ちょうどいろんな説明会もやらせていただいておりますが、またいろいろな機会をつかまえて、行政の——これ、私ども、国のほうはあれですけども、地方の許可担当部局も当然ございますので、そういったところにもよく情報提供をまた今後とも引き続きしっかりやらせていただきたいと思いますと思っております。

それからまた、ややもすると厳罰主義にというご指摘もございましたが、とにかくまず、これはやはり入っていただくということをいかに進めていくのかというところが非常に肝心なところであろうかと思っておりますので、ただ、今の状況からすると、おそらくまだ十分そこはご認識いただけてない部分があるかと思っておりますので、そういう意味では、まずしっかり周知・徹底をさせていただいた上で、現場のほうで加入の指導を進めていただくと。その上で、できるだけ、まずは保険に入っているところから使っていただくというようなところ。ステップといいますか、そういうような段階を追いながら、現場のほうで進めていただくことをイメージしながら、対策を考えているところでございます。

それから、低価格、適正工期の問題のご指摘もございました。全くおっしゃるとおり、そういったような課題があるというのもそのとおりだと思っております。実はこういった取組みは、行政もちろん直轄工事という観点からあるわけで、私どもとしての取組みもございますが、一方で、いろいろな民間工事のほうでのそういった取組みも当然あるかと思っております。そういう意味では、これは我々ひとえに行政のみならず、やはり各それぞれの元請、下請の立場からの取組みということも、おそらく今後必要になってくるかと思っておりますので、例えば、今後保険加入の計画をつくっていただく中で、そういったものを各団体のほうでもぜひ取り組んでいただくということを、お願いをさせていただきたいなと思っております。

以上でございます。

【石原会長】 はい。どうぞ。

【野田委員】 J R東海の野田と申します。

発注者側ということだと思いますけれども、なかなか直接そういったことを指導するというのは、我々としては非常に難しいという感じがします。議事の中の（２）で経営事項の審査制度の審査基準の改正とかそういったものは、我々としても非常に参考にさせていただきながら、業者についての評価はさせていただいていますし、それから、あと、総経費率とかそういったものも参考にしながら、我々、積算をやっておりますので、そういっ



たところで十分反映をしていけるものと思っております。その後はやはり、請負側で十分徹底をしていただくということが重要だと思っております。

【石原会長】 どうぞ。それでは椿さんから話していただいて、まとめてあれしましょう。

【椿委員】 社会保険で、ちょっと細かいことを言って申しわけないんですけども、今、法人側の負担として法定福利費の負担が法人として増えますよ。残りの半分はどこが負担するかというと、労働者自身ですよ。労働者自身にとって、将来的に年金とか健康保険で返ってくるという認識が、あるかどうかは別としても、あるんですけども、現実、目の前の手取りは低くなるわけですよ、加入することによって。ですから、労働者側を説得するというのもかなり大事なことで、場合によっては、要するに労働者に払う賃金をその分少し上乗せするとか、そういうことまで考えなきゃいけないこともあり得るんじゃないかと思うんですね。ですから、この試算のときに、0.幾つでしたかね、その負担が上がるって価格に反映しますよということがあるんですけども、これは法定福利費の負担だけのことを考えてらっしゃると思うので、本来だったら、副次的に、労働者側も残りの半分を負担しているわけですから、その分、何らかの手当を講じないと、加入反対とか労働者側から言ってくるケースもあるのかなと考えられますので、その辺の配慮も追加で必要かなと思います。

【石原会長】 じゃあ、お二方分まとめてやってください。

【谷脇建設業課長】 すみません、後先になるかもしれませんが、先ほど来、先にお話しございましたところで、厳罰主義とか幾つかございましたけれども、基本的なところとしては、今の椿先生のあれですけども、我々の基本的なスタンスとしては、建設産業全体が、現場でのいろいろな足腰の部分を含めて、全体としてうまくいくようにということを大きな基本として全体を進めてまいりますので、幾つか解決しないといけないようなものはそれぞれの場面で出てくるかと思いますが、全体として産業全体が将来的にプラスになるようにという、そういうスタンスで全体を進めていきたいと思っております。

そういう意味で、発注者の立場、元請の立場、下請の立場、労働者の立場、いろんな立場があろうかと思いますが、ぜひ協力をして、私ども行政のほうも当然いろんな取組みをしますけれども、よろしくお願ひしたいと思っております。

そんなような。

【石原会長】 よろしゅうございますでしょうか。

野田委員からのお話もございましたが、そこら辺がまさにご意見として承っていくということですかね。

まだまだ皆様からいろいろご意見があろうかと存じますが、この中間とりまとめにつきまして、特に社会保険未加入問題を中心として皆様からいろいろなご意見をいただきました。事務局のほうからお答えもございましたけれども、今後、最終的なまとめに向けて、本日もいろいろなご意見をまた汲み取っていただいて、反映するような形でやっていただければと、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

よろしゅうございますでしょうか、次の議案に入りたいと存じますが。

続きまして、議事の2でございます。「経営事項審査制度の審査基準の改正について」、業法の27条23第3項、経営事項審査の項目及び基準は、この審議会の意見を聞いた上で国交大臣が定めることとされております。

ということで、まずは事務局のほうからご説明をよろしくお願ひしたいと思います。

**【谷脇建設業課長】** それでは、資料3と、後ろのほうに参考資料3という横長の資料がございますので、ちょっと両方使いながら説明をさせていただきます。

今会長のほうからご紹介がございましたように、経営事項審査の項目及び基準につきましては、中央建設業審議会の意見を聞いて国土交通大臣が定めるということで、資料3の1番の最初の段落のあたりにそのことが書いてございます。ということで、よろしくお願ひいたします。

それで、資料3の1ページの下のほうに、経営事項審査の項目及び基準について、社会保険への加入状況の話と海外子会社による事業展開の適正な評価ということで、この2点につきまして、本日ご審議をいただきたいと思っております。

先ほどの参考資料の……、今の資料3を1枚めくっていただきまして、「当面の改正事項(案)」ということで、最初の(1)というところで、「社会保険未加入企業への減点措置の厳格化」、これが1つでございます。申しわけございません、参考資料じゃなくて資料3、縦長のほうをごらんいただけますでしょうか。同じ3でちょっとわかりづらくなりまして、申しわけございません。

**【石原会長】** 参考資料じゃなくて、資料の3。

**【谷脇建設業課長】** じゃなくて、資料の3の、文字で書いてあるほうでございます。これの2ページ目をめくっていただけますでしょうか。「当面の改正事項(案)」ということで、まず項目でございますけれども、(1)といたしまして、「社会保険未加入企業への

減点措置の厳格化」ということと、その下のほうに、①ということで、「項目区分の見直しについて」ということと、次の3ページに、②で「減点幅の拡大について」ということで、社会保険未加入関係の措置につきまして、区分の見直しと減点幅の拡大、この2点をお願いしたいということとでございます。

中身のほうは、参考資料3のほうで説明させていただきます。これの2ページをごらんいただけますでしょうか。経営事項審査の審査項目の絵でございますが、今回、保険の関係で改正したいと思っておりますのは、W、いわゆる社会性という部分の考え方でございます。Wにつきましては、プラスになる項目とマイナスになる項目があるわけでございます。例えば⑦、最近改正させていただきましたものですが、⑦の建設機械を保有しているというような場合はプラスになると。逆に、例えば④の「法令遵守の状況」ということで、法令違反があるような場合はマイナスになると。そういう仕組みになっているわけでございます。①の「労働福祉の状況」につきましては、現在でも、社会保険に未加入ですと若干マイナスになるという、そういう制度になってございます。ここの部分を厳格化したいというのが社会保険の関係でございます。

それと、もう1点、後で出てきますが、海外子会社の部分につきましては、この2ページの表で言いますと、一番上の「経営規模」X1、X2と言っている部分について海外子会社の分を足すと、そういうような改正を考えているということとでございます。

それで、この横長の参考資料の5ページ、ちょっと飛びまして見ていただきますと、まず、社会保険未加入のところでございますが、下の絵をごらんいただきますと、左側が現行でございます。現在、雇用保険に入っていないとWがマイナス30点、健康保険と厚生年金保険に入っていないとマイナス30点、合計、一番大きいのでマイナス60点でございます。これを改正後の措置として考えておりますのは、まず全体としての点数を、倍のマイナス120点まで引き上げるということと、現在、健康保険と厚生年金で合わせてマイナス30になってございますが、これを分割いたしまして、それぞれ同じ点数を3分の1ずつ、マイナス40点ずつということで、どの保険につきましてもしっかり入っていただきたいということで、40点ずつで合計120点の減点という形にしたいということとでございます。

で、これの影響でございますが、次の6ページをごらんいただきますと、これ、経営事項審査でございますので、公共工事の元請になろうという、そういう企業が基本的に受けていただく制度でございますが、それでも、現在、1割ほど、今15万社ほど、経営事項

審査を受けていただいているんですけども実は保険に入っていない会社がございます。6ページの右下の絵を見ていただきますと、保険に入っていない企業のW点がどういうふうに分布しているかということでございまして、青が現行でございまして、保険に入っていない企業の今でも三十数%はW点が実はゼロになってございます。保険のマイナスもございます。ほかのところのプラスもあまりないということかもしれませんが、で、今回の改正によりまして、赤になるということでございまして、七十数%の企業が保険未加入ということでWのところはゼロになるということでございまして、社会性の評価として基本的に0点に近くなるという、そういうような改正をしようということでございます。

次の7ページに、例えばどんなことになるのかということで、これは大阪府の例で出しておりますけれども、これによりまして、等級区分の評価点と書いてあるところが、結果的に100点近く下がるということになりますので、例えばこの表の土木一式のCのところにおりますような企業、9,000万未満の工事を受注できるようところが、Dの2,000万未満しか受注できないというような形に、仮に公共工事を受けようとしたしましても、そういうような形になるということでございます。こういうようなことで厳格化をしたいというのが1つでございます。

もう1つ、海外子会社の関係でございます。すみません、あちこち行って申しわけございませんが、先ほどの縦長の資料のほうにちょっと戻っていただきまして、字で書いております資料の4ページからでございます。現在、国内の子会社でありますれば、子会社自身で経営事項審査を受けられますので、その評価ができるわけでございますけれども、海外の子会社については評価するすべがないということでございます。で、海外展開する場合に、支店の形で行っている場合には、当然支店の受注高ということで、経営事項審査に評価されるわけですが、いろいろな国の事情で子会社として展開する場合には、入らないという、こういう実情があるということ踏まえまして、海外子会社の経営実績を評価対象に含めることで全体として正確な評価ができるようにしたいということです。

4ページの下の方の、評価手法と書いてございますが、国土交通大臣が対象の子会社の部分について認定をいたしまして、その部分について評価をする形にしたいと。内容といたしましては、海外子会社の完成工事高(X1)という部分と、それともう1つが、利益額及び自己資本額(X2)というところで、これをあわせて評価をしよう。完成工事高だけではなくて、利益の部分も含めまして評価をするという形にしたいということでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

【石原会長】 ありがとうございます。

ご質問、ご意見、お受けしたいと存じますが、いかがでございましょうか。

これ、従来、健康保険と厚生年金一緒だったのが、別々にしてというのはどういう理由からですか。

【谷脇建設業課長】 これは、やはりそれぞれの保険が同じように重要であろうということを、今回の保険加入の徹底のところでも再認識をしたという、そういうことでございます。

【石原会長】 野村委員、いかがでございますか。

【野村委員】 こういうふういきちとめり張りがついて、入ったら入った、あるいは入ってないという、ペナルティという表現はあれなんです、いきちとめり張りがついたらいいと思います。逆に、これによって、よし入ろうというインセンティブが働けば、非常にプラスになるんじゃないかと、こう思っております。

それから、もう1つ、先ほど、海外子会社の経審への参入、これ、私ども日建連の海建協のほうから、2月にまとめて提言をいたしたわけでありましたが、早速対応いただいたということで感謝をしております。

以上でございます。

【石原会長】 ほかの方で、何かご意見、ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

【浅沼委員】 全建の浅沼でございます。

保険未加入のペナルティといえますか、その減点が、幅が大きくなるということについては、全建としても非常に賛成でございます。実は去年の秋、ブロック会議というのを全国でやったわけですが、そのときに保険未加入の問題も大分話し合いました。その中で、全建の会員企業の中からは、公平な競争環境を整備するため、そして建設産業に対する人材確保の観点からも、かなり厳しい減点措置等のペナルティをもっとやったらどうだという強い意見がたくさんございました。そういう意味で、全建としても、この措置については大変結構なことかと考えております。

ただ、いつも言ってますけれども、目的はあくまでも皆さんに入ってもらうことでございますので、そこをちゃんと間違えないようにしていただきたいというのは、最後にお願いでございます。

以上でございます。

【石原会長】 はい。賛成意見が続いておりますが、ほかにご意見、ございますでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

はい、どうぞ。

【才賀委員】 私はこれについてあまり詳しくはないんですけども、逆に、建設業の中で、減点法で、例えばBランクが減点されてCランクに入っちゃったと。その場合に、Cランクの中で競争がまた激しくなるんじゃないかなと。それは、この問題については、今、保険未加入だとかいろんな問題も、最終的には、建設業会、ダンピングをやめようということの中から発端が出ているのであって、これについてBランクがCランクに落ちて、Cランクの中がまたてんやわんやになって、安ければいいというような受注の仕方であるならば、せっかく保険の問題も、別枠で支給していただきたいとか、やれ何だとかって言って、適正価格、適正工期やりましようと言っている中にも、またぞろ違反者が出て、競争になって、また全然もとのもくあみになるんじゃないかなという心配をしてるんで、その辺をきちんと考えていただければいいかなと思っています。

以上です。

【石原会長】 加入が促進されて、むしろ上のほうに行くってということはないんですか。  
(笑)

【才賀委員】 だから、そういうんであればいいんですけどね。減点が多くなるということは、本来ならば違反行為ですからね、入札できないんでしょうけれども、減点で救っていることの1つになってくるんじゃないかなと思います。

【石原会長】 何かございますか。

【谷脇建設業課長】 先ほど出てますように、入っていただくのが目的ですので、そういう形でちょっと回るようにですね、頑張るといってまたあれですけども、取り組みたいと思っております。

それと、ございましたダンピング対策ですね、これはもう大分前から一生懸命取り組んできているところではございますけれども、公共工事は特に公共団体等の話になると思いますけれども、これは引き続きしっかり取り組んでいこうと思っております。

【石原会長】 ほかにございますでしょうか。

はい、どうぞ、小澤委員、お願いします。

【小澤委員】 方針としてはどちらもこの方向で進めていただければと思うんですけれども、今言われた件について、許可業者は保険に100%入ってほしいということをはんとうに徹底する、ほんとうに実現するのであれば、入ってないところは許可を取り消すということになれば、許可を持っているところは100%入っているという状態は実現可能だと思うんですね。でも、そのことが社会に与えるインパクトの大きさを考えて、こういうペナルティを拡大する、増大することで、皆さんに入ってもらえませんかということで、社会的対応を考えようという苦肉の策を考えられたんだというふうに理解しております。ですので、ぜひ、これで進めていただければと思います。

【石原会長】 ほかにございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、基本的に皆様からはご賛同いただいたということで、本日の総会において了承されたものといたしたいと存じます。ただ、いろいろご意見もございますので、そういった中で、もし文言に修正の要ありと、そこら辺につきましては事務局のほうでちょっとお考えいただきまして、具体的な内容——今伺っておりますと、あまりその要はないのかなという感じもいたしますけれども、私のほうに一任いただければありがたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【石原会長】 ということで、本件につきましては、原案どおり了承されたものということにさせていただきまして、先ほど言いましたいろいろ不都合も生じないような運営なり何なりをさらに考えていくということかと存じます。ありがとうございました。

続きまして、議事の3、「建設産業における社会保険加入の徹底」でございます。経営事項審査の改正につきましてはご審議いただいたところでございますが、この改正は、今後実施するさまざまな取組みのスタートとなります。また、先ほど来、出ておりますように、社会保険の未加入問題、いろいろな立場のステークホルダーと申しますか、関係者の皆様が共通の認識に立って、一体となって取り組んでいくことが重要でございます。そのためには、まずは、この制度につきまして周知・徹底するということが一番大事だと事務局からもお話しございましたけれども、それも踏まえまして、当審議会といたしましては、本日の経営事項審査の改正審議にあわせて、建設産業における社会保険加入の徹底に向けての関係者間の取組みがしっかりと進められるよう、委員の皆様の共通の認識を提言としてとりまとめたいと思っております。

つきましては、事務局のほうでその案を作成しておりますので、皆様にご披露したいと

思います。

よろしくどうぞ。

【谷協建設業課長】 今、会長のほうからご紹介いただきましたところでございまして、事務局のほうで資料4ということで案文を用意させていただいております。関係者が集まります唯一かつ最重要の審議会が中央建設業審議会でございますので、ぜひこのようなまとめ提言をお願いしたいということでございます。そんな長い文章でございませんで、ちょっと事務局のほうから、全体を読ませていただきます。

【事務局（内田対策官）】 それでは、お手元の資料4を読み上げさせていただきます。

建設産業における社会保険加入の徹底について（提言）

建設業界においては、下請企業を中心に、雇用、医療、年金保険について、法定福利費を適正に負担しない企業（すなわち保険未加入企業）が存在し、技能労働者の処遇を低下させ、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じている。このため、関係者を挙げて社会保険未加入問題への対策を進め、社会保険加入を徹底することにより、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組み、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、事業者間の公平で健全な競争環境を構築する必要がある。

当審議会では、平成23年9月に社会資本整備審議会産業分科会建設部会と合同の基本問題小委員会を設置し、建設産業が活力を回復し、持続的に発展していくための審議を行い、平成24年1月に中間とりまとめが行われたところである。

今後は、行政・発注者・元請企業・下請企業・建設労働者等の関係者が一体となって、社会保険未加入は許さないとの固い決意をもって対策に取り組むことが不可欠である。このため、必要な推進体制を速やかに構築し、それぞれの立場からの取組みを着実に進めるべきである。

国土交通省をはじめとする建設業担当部局においては、社会保険担当部局との連携を図りつつ、建設業許可・更新時や立入検査等における確認・指導、経営事項審査の厳格化、社会保険担当部局への通報等の必要なそちを講じる必要がある。また、建設企業・団体においても、下請企業に対する指導や重層下請構造の是正等の取組みを講じる必要がある。

また、社会保険加入の前提となる法定福利費を確保するため、専門工事業界を中心と



して見積時の法定福利費の明示を進めるとともに、法定福利費は発注者が負担する工事価格に含まれる経費であり、受注者が義務的に負担しなければならない経費であることを踏まえ、個別の請負契約の当事者間において見積時から適正に確保するよう徹底し、発注者から下請企業まで適正に支払われるよう関係者がそれぞれの立場から取組みを行うべきである。

以上でございます。

【石原会長】      ありがとうございました。

ただいまの提言案でございますが、皆様、いかがでございましょうか。「てにをは」も含めまして、何かございましたら。

はい、どうぞ。

【椿委員】      非常に細かいことで申しわけないんですけども、一番最後の段落なんですけど、「社会保険加入の前提となる法定福利費を確保」ではなくて、法定福利費を支払えるだけの原資を確保ということなので、「法定福利費の原資を確保」すると。ほかのところはそのままでもいいかもしれないんですけども、ここだけはちょっとおかしいかなと思いました。

それと、今、読んでいるのを聞いてて思ったんですけども、一番最初のところで、どうして加入しなきゃいけないかというところに、未加入による弊害をちょっと入れたほうが、そのためにこういうことをするんだというのを入れたほうがいいのかないかなと思いました。

【石原会長】      必要性をより強調するためということですね。

【椿委員】      そうですね。ここだと、競争上不利になるとか、そういう矛盾した状況があるからじゃなくて、直接的な弊害があると思うんですけども、それを何か入れたほうがいいのかないかなと思いました。

以上です。

【石原会長】      ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか、ほかには。

それでは、椿委員からいただきましたご意見も踏まえまして、事務局のほうで修正要あればお願いしたいと。具体的な内容につきましてはご一任願えればと思いますが、よろしゅうございますか、椿委員。

ありがとうございました。それでは、そういった留保条件つきでご了承いただきました

提言につきましては、今後、事務局より各関係団体あてに通知するなど、適正な対応をお願いしたいと思います。よろしくどうぞ。

続きまして、議事の4でございます。「復旧・復興事業の施工確保対策（復興JVの試行等）」につきまして、事務局よりご説明をお願いします。資料5ですね。

【谷脇建設業課長】 資料5でございます。横長の資料でございますが、めくっていただきまして、「国土交通省における復旧・復興事業の施工確保対策（概要）」ということになってございます。これは、よく新聞報道等でも報道されておりますところですが、被災地におきまして入札の不調が非常に増加してきているということ、こういうものへの対応の対策を講じているということでございます。

背景といたしましては、上にごございますように、そもそも最近の状況といたしまして、建設業の抱える技術者等が減少している中で、がれきの処理等を含めまして、多くの復旧・復興事業が発注されている。そういう中で大きく2つ、課題があるということで、技術者や技能者が不足しているということと、労賃などが上昇して、実勢価格との間に乖離が出ているんじゃないか。その結果、入札不調の増加のところちょっと数字が出てございますが、特に小規模な工事を中心といたしまして受注者がいないという状況が出てきている。こういうものにしっかりと対応いたしませんと、復旧・復興が的確に進まないということで、その真ん中の赤のところ書いてございますが、連絡協議会というものを昨年12月に設置いたしまして、2月の段階で当面の対策をまとめました。

メンバーは、そこにごございます、国土交通省を中心といたしまして厚労省等と、地方公共団体が関係の3県と1市、関係業界団体といたしまして日建連、全建、建専連、それと専門工事業の鉄筋等の6団体に入っていただきまして、対策を講じてきておるということでございます。

大きく言いまして、下の左側にごございます、技術者等の確保のための対策と、右側のほうにごございます、予定価格の適切な算定という項目でございます。

めくっていただきまして、次のページでございますけれども、これは2月14日に先ほどのメンバーでとりまとめをいたしましたものでございます。左側が、関係機関が行うことといたしまして、発注事務の効率化、発注ロットの大型化でございますとか、(2)で技術者の有効活用、(3)の予定価格の積算の適正化、こういったようなことをやろうということ。で、右側で、各構成委員において取組みをするということで、国は国交省、厚労省の取組み、地方公共団体においてもしっかり取り組んでいただきますし、関係業界団体も

全力を挙げると、こういった取り決めをしたところでございます。

こういうのに基づきまして、次のページでございますけれども、幾つかの対策を国土交通省として講じてございます。1つ目が、復旧・復興建設工事共同企業体、復興JV制度と呼んでございますが、これの試行ということでございます。JV制度につきましては、地域維持型のJVのように、この中央建設業審議会で決めていただいておりますいわゆるJV準則に基づいて全国で運用がされておるわけでございます。正式に新しい共同企業体というふうに位置づけるにつきましては、当審議会でご審議をいただいて、決めていただく必要があるわけでございますけれども、今回、復旧・復興のためということで、試行的に実施させていただきたいということです。これがうまく回りますれば、4つ目のJV制度ということで、こういう大きな災害などがありましたときに活用できる制度として位置づけをさせていただければと思っておりますが、何分初めてのことでございますので、当面、試行というような形で実施させていただければということで、段取りを進めているということでございます。

ものとしたしましては、絵の資料の上の右側のほうに書いてございますが、被災地の企業と被災地以外の企業でJVを組んでいただいております。これ、特に地域の工事につきましては、地元企業をできるだけ優先するという考え方もあるわけでございますけれども、一方で、地元企業だけでは復興・復旧をしっかりとするのは難しいという現実もあるということで、地元の企業にも地元ということでの活躍をしていただきながら、足りない部分は地域外の企業が補うというような形ができないだろうかということでございます。

その下のほうに書いてあります②のところでございますけれども、工事の規模といたしまして、予定価格が5億円程度を上限とする、5億円程度よりも下ということを考えております。5億円より上は、いわゆる特定JVということで、大きな工事になりますとそういう制度もございますし、ある程度大きな企業になりますと、企業としてもそれなりに大きなゼネコンの皆様方が受注をされて、全体として適正に工事を進めさせていただくと、そういう段取りになるだろうと想定しておりますが、5億円よりも下ぐらいの工事になりますと、ある程度、地場の会社等も活躍の場面もある工事だと。これについて域外の会社が協力するという、そういうような発想でございます。

構成員といたしましては、2ないし3社ということで、そういう制度でございますので、被災地の地元の建設企業を1社以上は含むということと、③の真ん中のポツにございます

ように、同程度の施工能力を有する者の組み合わせということで、地場の会社と大体同じ——大体同じぐらいがどこら辺にするかというのは、各県等の判断ということになるものですが、同程度の施工能力という者の組み合わせという構成でどうだろうか。

で、④の技術者要件の緩和。ここが1つポイントでございまして、JV制度といいますのは、JVに参加する各企業がそれぞれ必要な技術者を専任で配置をしないとイケない。3社集まれば、技術者3人が専任になるという制度でございましてけれども、この復興JVにつきましては、専任の技術者を1人でいいという形で。規模は5億円未満ということである程度小さいというようなことも踏まえまして、その専任制のところを緩和するというので、地元で技術者が不足しているとしたら、この地元の技術者不足を県外の企業の技術者で補てんをするという形で仕事を進めていただくという、そういうふうにはできないだろうかということでございます。

そういうことで、⑤の登録のところでございますが、各発注者ごとに登録できる共同企業体の数は原則として1ということ、これは、特定JVのように工事ごとに集まるということではなくて、ある程度長い期間での協業関係ということで、経常的に結成をして、あらかじめ発注者に登録をしていただいてその競争に参加するという、経常JV型の登録の仕方ということで明示をさせていただきます。

さらに、⑥代表者ということで、原則として構成員において決定された地元の建設企業が代表者を務めるというのが、実態をうまく動かしていく上では必要かということ。地元の企業につきましては、公共団体との調整でございますとか地元の調整といったような、地元の企業ならではの業務を中心にやっていただきながら、技術者がいればやっていただければいいんですけども、技術者が不足する場合は域外のほうから技術者、あるいは関連の企業が一緒になって手伝って仕事をするという、そういうような形で被災地の技術者不足等に対応する形で、被災地以外の企業も活躍していただけるということがうまく回らないだろうかということでの趣向でございます。

次のページが、主任技術者の専任制の緩和ということでございます。今でも主任技術者といいますのは、大体、工事の規模でいいますと5,000万円よりも小さいぐらいの工事が、主任技術者の配置ということになるわけでございますけれども、これにつきましては、非常に密接な関係のある2以上の工事であれば兼務できるということになっておったわけでございますが、やはり専任制ということで、非常に厳しく運用しておりまして、ほんとうに上下じゃないとイケないとか、そういうようなことでやってきたわけでございます。

今回、被災地の事業は、かなり近接した形で同種の工事がたくさん出るという実態も踏まえまして、その下にございますように、5キロ以内、車で10分ぐらいで行ける範囲というイメージでございますが、そういう工事で似たような工事であれば兼務していただいてもいいのではないかとということで、主任技術者の専任制の緩和というようなことをしてございます。

さらに、次のページでございますけれども、実勢価格を反映した労務単価の設定ということです。労務単価につきましては、毎年10月に調査をいたしまして、翌年度1年間、その単価を使うということをしておるわけでございますが、今回、被災地につきましてかなり労務単価が上がっているということで、これ、簡易な方法で修正する手法を新たに開発いたしまして、被災3県につきまして労務単価を上方に修正をして適用するというところを始めましたということで、次のページにその具体的な価格を載せてございます。2月の終わりから適用してございます。労務単価といいますのは、各県ごとにそれぞれの工種ごとに決めておるわけでございますけれども、一番上がりましたのが岩手県と宮城県の交通誘導員ということで、11%ほど上がっている。工種によりましては上がってないところもございますけれども、こういうような形で新しい単価を使うことで、予定価格との乖離で不調が起きないようにという趣旨でございます。

次のページでございますけれども、急激な物価変動に伴う請負代金額の変更ということで、残工事につきまして、労務費が上がったことによりまして残工事費の額が1%以上増えたという場合に、その1%を超える部分について発注者が負担をするということでございます。これは、資材につきましては、同じ考え方のものが現在でもあるわけでございますが、労務費につきましてはこういう制度がないものですから、今ございますインフレスライド条項という、契約の中にこういう条項があるわけでございますけれども、この条項を活用いたしまして、労務費が残工事費の1%以上上がった場合には、資材のほうと同じように、発注者側で負担するという運用を始めるということでございます。

それと、次のページでございますが、発注ロットの拡大を踏まえた間接工事費の算定ということでございまして、これは直轄での取組みでございまして、間接工事費といいますのは、左の絵にございますように、工事箇所が幾つございまして全部まとめて間接工事費を出すわけでございまして、通常であれば、それぞれの大ききさで出すものを、なかなか技術者不足等で仕事が回らないということで、ある意味無理やりというか、通常はやらないんだけど、大きくして出すという必要が出てくるわけでございまして、そう

したときに、今までと同じやり方でやりますと、非常に間接費が下がってしまうということで、これは工事の実態に合わせて、あまり間接費が下がらないように、市町村単位ごとぐらいで間接費を分けて積算をしようということで、不調が起これないようにということでございます。

最後のページでございますが、先ほどの復興JVのように、遠くから人が来る必要があるということで、そういたしますと、被災地に行くまでの旅費でございますとか宿泊費がかかるということでございまして、こういう部分につきまして、今まで、ある一部分しか見てなかったんでございますけれども、被災3県につきましては、こういうものをすべて、宿泊費とか移動費が必要だというふうになしまして、補正をするという作業をしようということでございます。その絵にございますように、共通仮設費の営繕費というところで宿泊費等を見る。で、下の労務管理費のところ募集解散費、これは遠くから現場に来るための経費なんですけれども、こういうの見ようという措置をしておりますということでございます。

説明は以上でございます。

【石原会長】 ありがとうございます。

復旧・復興事業の施工確保対策ということで、復興JVということでございますが、等々につきまして、ご質問、ご意見、ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

【浅沼委員】 復興JVにつきましては、ほんとうにこれはやっぱりやらなくちゃいけないことだと思っております。全建の会員企業というのはほんとうに大きな1兆円企業から地元までございます。それから、全国47都道府県の全域にわたっております。ですから、震災が起こってから、全建といたしましては、ほんとうに100年後の皆さん方に感謝されるような復興を遂げるためには、全国の建設会社がそれぞれの得意技で、大きいところから小さいところまでが得意技でやらないと、いい復興はできませんよというお話をずっとさせていただきました。そういう意味で、この復興JVというのはまさにそれを具現化する1つの制度だと思っております。

全建といたしましては、被災地の会員企業、それから被災地以外の会員企業で行ってやってやるぞという企業の橋渡しのシステムを、今、つくろうとして、現実に動き出しております。ある意味でマッチングシステムをやりまして、施工体制広域支援サイトみたいなものをつくりながら、各県の協会とそれから被災地3県の協会の橋渡しをしていこうと、

そういうシステムをつくっております。

それから、もう1つ、先ほどいろんなお金の話がございましたけれども、やっぱり全建としては、ポイントは作業員の宿舎の問題と旅費の問題だと思っています。その意味で、こういう施策を取り入れていただいているというのは、大変ありがたいことだと思っておりますし、これからもいろんな支援をお願いしたいと思っておりますし、全建としてもこのマッチングシステム、またいろんなものを使いながら、何とか復興には最大限の努力を重ねたいと思っておりますので、よろしくご指導をお願いしたいと思います。

以上でございます。

【石原会長】 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

はい、どうぞ。

【野村委員】 日建連の会員企業も、被災地の中で、労務費の高騰等で大変苦勞をしておられるわけですが、いろいろ町へ行きますと、大分進んでるでしょうというようなお話があるんですが、いや、まだこれからですよとびっくりされるという、大分ギャップがあるんですね。そういう中で、まだまだ、ますます、本格化に伴って単価アップとか、労働者不足、これがどんどん出てくるという感じがいたします。

そういう中で、この2月14日の4つの方針のもとでの施策を打っていただいたということは、非常に適宜だったかなと思っておりますけれども、特に、今後予定価格の積算の適正化ということで2月に直されたということでもありますけれども、それで間に合うかなという。まだまだ高騰していくと。というのは、やはり経済原則で、お金が高いほうへ人が流れるんですよ。そういう意味では、インフレーション、あるいは宿舎、いろいろご配慮いただいて、大変、我々としてはありがたいと思っておりますし、今、浅沼さんがおっしゃったように、ほんとうに我々が培ってきた技術で、復興・復旧に全力を挙げようという意識をみんな持っております。そういう中で、ぜひ、やはり経済原則が間に合っていないと確保できないということでございますので。

これは2月に見直して、あとはインフレーションその他ですか。それとも、また見直しがあるんですかね。そこらをちょっとご質問したいんですが。

【谷脇建設業課長】 ちょっと説明が不足しておりましたが、2月にそういう仕組みをつくりまして、継続的に調査しておりますので、今のところは3カ月に1度は見直しをしていくということで考えております。

それと、いろんな被災地外のところも、周辺でどうなのかという話もございますので、そういうところの調査もちょっとやる必要があるかということで、取り組んでおります。

【野村委員】 わかりました。

【石原会長】 よろしゅうございますか。

ほかにいかがでございましょうか。

はい、どうぞ。

【中田会長代理】 ご質問ですけれども、幾つかの対応策は非常に結構なことだと思っております。その上でなんですが、今回の対応策というのは、これは被災地に限ったものばかりなのか、それともそれ以外のものも含んでいるのか。例えば、主任技術者の専任については、被災地以外においても適用があるのかどうか、その点をお教えてください。

【谷協建設業課長】 これ、被災地に限ってということで現在始めております。先ほどの主任技術者の緩和の部分につきましても、被災地で実情を見ておりますと、かなり似たような工事が近所でたくさん発注されるというような状況がございますので、そういうものを踏まえて、似たような事業で近くであれば、2つぐらい兼任をしていただいても施工上の問題はないのではないかと判断で、被災地についてということで運用をさせていただいているところでございます。

【石原会長】 被災地の定義というのは、例えば茨城県とかそういうのも、被災したところは入るといふ、そういう意味の。

【谷協建設業課長】 基本的に3県。

【石原会長】 3県ということですか。

【谷協建設業課長】 はい、3県という。細かく言いますと、それぞれで若干違う部分もあります。すみません、被災地、3県以外のところも主任技術者の緩和の部分は入っています。茨城とか青森も一部入ってる。

【石原会長】 それは入るわけですね。

【谷協建設業課長】 はい、一部入っております。

【石原会長】 被災地であれば。

【谷協建設業課長】 はい。労務単価とかそういうのは、今は3県で対応しております。

【石原会長】 これ、あと、復興庁ができたことによって、大分、事務局がかわるとかそういうことは特にないわけですね。わかりました。(笑)

【谷協建設業課長】 連携をとりながら。連絡協議会も復興庁にも……。



【石原会長】 一番最後に入りますけどね。

【谷脇建設業課長】 ええ、そうですね。すみません、これ、資料のつくり方で。始めたときにまだ復興庁はできてなかったもんですから、後ろになっているだけでございます。協力しながらやっております。

【石原会長】 ぜひ連携をよろしくお願ひしたいと思ひます。

はい、どうぞ、椿さん。

【椿委員】 質問なんですけれども、復興JVのところで、被災地と被災地外のJVを書いているんですけれども、被災地同士でも被災の仕方が変わって、違うと思うんですね。ですから、被災地の中でA企業、B企業とのJVとかいうことも、お互いに欠けた部分を補うというようなことも考えられるのかなと。ま、実態を知らないからこんなこと言うと思われちゃうかもしれないんですけれども。もしそういうのができれば、何かすばらしいなと思うんですけれども、そういうのを排除しちゃうんでしょうか。

【谷脇建設業課長】 被災地の中での共同しての仕事ということについては、今の制度を使っただけという考え方をしております、今でも経常JVということで、例えば小さな企業で補い合いながらつくる制度がございますので、通常の制度を使っただけということかなと。今回のあれは、被災地以外の企業が被災地の中で、被災地で足りない部分を協力して仕事ができるようにと。なかなか地元の会社だけでは復興が進みづらい部分について、域外の企業が協力できる仕組みとして考えましたので、そういう、域内同士のところは今のところは対象にしていらないということでございますけれども。

【石原会長】 よろしゅうございますか。経常JVとして扱う。

【椿委員】 でも、経常だと、緩和されたメリットはないわけですよ、

【谷脇建設業課長】 そうですね。それは、今回の復興JVを考えましたもともとの動機といいますか趣旨が、被災地の中で技術者が不足してきているという状況があると。被災地域の中で技術者が不足しているという状況があるので、被災地域外から呼び込めるような制度が必要だという、そういう趣旨なもんですから。先ほどの主任技術者の兼務などは、被災地の中中での一部緩和をしておるわけでございます、5,000万円より小さいぐらいの工事ですので地元の企業が大体仕事をしているわけでございますけれども、今まで1つしかできなかったところが、主任技術者の兼務を認めるということで、2つできるようになるということで、そういう部分では緩和をしておるわけでございます。

この復興JVの使い方としては、域外から技術者と企業を合わせて域内に派遣をすると。

そういう効果を期待するためにつくったということで、地域内と地域外ということで運用してみたいと思っておるところです。

【石原会長】 もう2月29日に通知が、もう既に事例は、冒頭お話があったように、あるということ？

【谷脇建設業課長】 これからでございます。

【石原会長】 これからですか。

【谷脇建設業課長】 新年度に入ってからということになる。地域によっても全然実情が違いますので、技術者が不足してきているような地域もあれば、まだ仕事の出方が少なく、工事の出方が少なく、まだ地元で何とかなる……。

【石原会長】 これからということですね、さっきおっしゃいました。

【谷脇建設業課長】 ええ、これからでございます。

【石原会長】 ほかにございますでしょうか。

それでは、小野委員から。

【小野委員】 ちょっと的が外れるかもわかりませんが、2つ同じ意味だと思いますが。

私は静岡県ですが、実は静岡県も台風9号で小山町というのがやられました。こんなでかい仕事ではないわけですが、地元にとっては、少し規模が大々的にいわゆる大規模災害であったので、業者の枠を広げました。要するに、1件当たり例えば1億円以上の仕事が出ました。そうしたところが、他地域の業者が喜んで入ってきて、慌てて県のほうでは1億円以下につくり直すような、そういうドタバタがありまして、地元業者に仕事をしていただいたというような事例がございます。

私どもも、全中建の中にもいわゆる被災者がいるわけですが、そういう人たちがしっかりとそういう意味で仕事がほんとうにできるのかと。今のそのシステムの中でほんとうに地元の業者というのがしっかりとやれるようになってるのかと。ただ人様が助けるということだけでどうなのかなと。もう少し地元の業者はきめ細かくしてやらないといけないんじゃないかなというのが1つ。

もう1つは、実は狩野川台風で私のところはやられました。私のおやじの話ですとかみんなの話を総合しますと、全国からやはりわーっと来たんですが、復旧工事については赤字だったという話を今でもしております。先ほど来の追加費用への対応、スライド条項にしても、すべて後追いで補てんをするということになっております。しかし、そのときの我々の地元の業者は何を楽しみにしているかということ、本格的な復興になった場合には、

ここは我々の縄張りだぞというような、言葉は悪いかもわかりませんが、ある程度そんな感じで一生懸命で復旧工事をやったと。その後の復興工事がやれるという楽しみがあったから、多少の赤字は——赤字だったということですから、復旧——それについてはしようがない、将来のためにということで仕事をやっていたと。

今回の場合に、復旧工事と復興工事をどこで分けたらいいのかよくわかりませんが、復旧で汗を流して、復興のときになったら全国からまた来て仕事が取られてしまうと、そういういわゆる入札制度ではいかなものかなと思いますので、ちょっと危惧をお話をさせていただきます。

【石原会長】　いかがでございましょう。だからこそ試行だって言われるかもしれないけど。どなたも？　いいご質問だった。(笑)

【深澤技術審議官】　すみません、急に私のところへ振られました。

直轄の工事例で申し上げますが、私は、基本的に地域の企業の方ができる仕事は、地域の方にきちっとやっていただくというのが基本なんだと思うんです。ただ、今回のこれについて言うと、先ほど事務局のほうからも話がありましたし、建設業課長のほうからもお話があったように、実際地元の企業で一生懸命やっていたらいいんだけど、もうそれでは間に合わない、あるいは応札してくださる方もいらっしやらないというような状況の中で、こういう新しい制度を入れて試行的に取り組んだというふうに私は理解しているんです。

違いますかね。

【小野委員】　そうです。

【深澤技術審議官】　ということなので、先ほどお話しあったように、これからなんですけれども、試行的ということで取り入れてもらって、我々もどういう形になるのかよくフォローしながら、今ご懸念あったように、地域の人たちが排除されちゃうとか、極端なことにはならないように。もしそういうことになるのであれば、また制度を改めるなりしていきたいと思いますので、内部でもよく検討していきたいと思っております。

【内田土地・建設産業局長】　じゃあ、私もちょっと。

先ほどの椿先生のご意見と、今の小野委員のご意見と合わせまして、まだちょっと我々、試行でもあるし、広報不足の部分がございます。まず、この前提は、直轄担当の技術審議官からございましたように、例えば宮城県では不調工事が11月だと4割を超えて、ある価格帯だと6割ぐらい全部、地元の業者さんは不調ということに対する緊急措置でござい

ますので、地元の方で十分もうたっぶりできているというところのためのものではございません。

それから、椿委員のお話を伺っていてちょっと感づいたんですが、さっき、被災3県の全然違うところから連れてくるというわけじゃありませんで、確かに、被災地域の定義は、また発注者がそのところの状況を見ながら定めるものでございまして、同じ県内でも——同じ県内でもいいんだよね。

【谷協建設業課長】 はい。

【内田土地・建設産業局長】 同じ県内でも、ここは被災地域、海からちょっと離れたところは被災地以外というような運用も、発注者さん、いわゆる公共団体の、事情を一番よく知っている公共団体が定めて試行していただくという形になっておりますので、ちょっと私ども、まだご説明不足で、何か、ご苦労してる地元の業者さんがまだ体力十分なのに急によそから連れてくるとか、そういう感じではございませんので、試行を重ねながら、実際制度を運用される公共団体の皆さんも一番よくご存じなわけですので、協議しながら進めていきたいというような内容でございます。

【石原会長】 よろしゅうございますでしょうか。

はい、どうぞ。

【浅沼委員】 全建ですけれども、ぜひお考えいただきたいのは、全建の会員企業で例えば神奈川県だけでずっと商売やってるそういう会社が、神奈川県の公共工事も減ってくるし、うちの会社も大変だと。だから、ちょっと宮城県の復興JVに行こうじゃないか。大変な決意が要ると思うんですね。例えば、弊社が急にアフリカのウガンダでいっぱい仕事が出てくるから、そこに行ってじゃあ一肌やるかっていったら、これ、ほんとうにもうかるかなとかね。それから、実際ウガンダってどんな国だとか。そういう感覚だと思うんですよ。ですから、全建としては、さっきのマッチングシステムというのは、ほんとうにその県の協会同士が、例えばA社と宮城県のA社と結びつける、それで、その後ほんとうに大丈夫なんだよってというような、そういうマッチングをどこまでできるかというのは、大変な課題だと思っています。

ウガンダの話をしてしまいましたが、例えば秋田県の業者であっても、秋田県だけで一生懸命商売やってるのが急にじゃあ仙台市発注の工事を一緒にやろうよといったときのその覚悟というのか、何ていうかな、リスクというのか、何かよくわかんないですけども、そういうこともやっぱり十分にご配慮いただきながらいきたいと思います。全建としては

そのあたりのブリッジをどういうふうにするかというのは、やっぱりかなり悩みではあるんですけども、マッチングしながら、何とか早い復興と一緒に協力してやっていきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

**【石原会長】** よろしゅうございますでしょうか。皆さん、まだいろいろのご意見、ご質問あるかと存じますが、この復旧・復興のJVにつきましては、実際に試行する中でいろいろな問題もあるようでございますけれども、そういう点を解決しながら、ぜひ、まさに復興・復旧に役立つようなものとしてやっていくのが何よりかと思ひます。

それでは、議事次第、「その他」というのが最後に残ってございますが、その他、何か、この際だからということでご意見等ございましたら、あれでございますが。よろしゅうございますでしょうか。

ちょうどそろそろ時間ということでございます。本日の議事はこれにてすべて終了でございます。ありがとうございました。

事務局から何かございますか。

**【事務局（長橋室長）】** 本日の配付資料ですけれども、また郵送をというご希望の委員がございましたら、テーブルの上にそのまま置いていただければ、後日郵送させていただきますので、お願いいたします。

**【石原会長】** 本日はどうもありがとうございました。

**【事務局（長橋室長）】** どうもありがとうございました。

— 了 —